# 山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費 補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、本格的な高齢社会の到来と障害者の社会参加の拡大に対応するため、高齢者・障害者等の移動の円滑化の促進を目的として市町村が設置した鉄道駅のバリアフリー化設備の維持管理に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

# (補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付対象事業は、市町村が鉄道駅の橋上駅舎等に連絡する道路(自由通路)等に設置した障害者対応型のエレベーター、エスカレーター (階段昇降装置併設を含む)の維持管理事業(以下「補助事業」という)とする。
- 2 前項の鉄道駅は、道路(自由通路)から5m以上の段差があり、1日当たりの乗降客が5,000人以上の駅とする。

#### (補助対象経費)

- 第3条 前条に規定するエレベーター及びエスカレーターを設置した市町村負担する、以下の経費とする。
  - (1) エレベーター、エスカレーターの安全運行のための監視経費
  - (2) エレベーター、エスカレーター及び付帯設備の保守点検費
  - (3) エレベーター、エスカレーターの運行に伴う電気料金及び消費税

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1以内の額とする。

#### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書(第1 号様式)により知事に申請するものとする。

## (補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を

審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請のあった市町村長に通知するものとする。

# (補助金の交付条件)

- 第7条 補助金の交付条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業の内容等について変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けるものとする。 ただし、補助事業の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更についてはこの限りでない。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けるものとする。
  - (3) 補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けるものとする。
  - (4) 月別事業状況報告書(第4号様式)を翌月の10日までに、知事に報告 するものとする。

### (補助金の交付)

第8条 この補助金の交付は精算払とする。

### (実績報告)

第9条 市町村長は、補助事業が完了した日から起算して1か月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに補助金実績報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第10条 前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、 補助金の額の確定をするものとする。

#### (書類の整備及び保管)

第11条 市町村長は、当該事業に係る収入及び支出等を明らかにした書類及び 帳簿を備え、当該事業の終了の日から5年間保管しなければならない。

## 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

番号平成年月日

山梨県知事

殿

市町村長

囙

平成 年度山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金交付申請書

この事業について、次のとおり実施したいので、山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額
- 金

円

- 2 添付書類
- (1) 事業計画書(別紙)
- (2) 収支予算書(別紙)
- (3) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (4) その他参考資料

番号平成年月日

市町村長 殿

山梨県知事

平成 年度山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

事業に要する経費金円

補助金の額金円

番号平成年月日

山梨県知事 殿

市町村長印

平成 年度山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のありました平成 年度 山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金について、次のとおり変更 したいので、山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金交付要綱第7 条第1項の規定により申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

番 号 平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長印

平成 年度山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金月別事業状況報告書

このことについて、山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金交付 要綱第7条第1項第4号の規定により、別紙のとおり月別事業状況報告書を提 出します。

# 1 添付書類

- (1) 山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業状況報告書(別紙1)
- (2) (車いす用階段昇降装置併設のエスカレーター) 車いす用階段昇降装置 利用状況報告書(別紙2)
- (3) その他の資料

番 号 平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長印

平成 年度山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のありました平成 年度 山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金について、山梨県「鉄道駅 バリアフリー化」推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、実績を報告 します。

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業報告書(別紙)
  - (2) 収支決算書(別紙)
  - (3) 歳入歳出決算(決算見込)書抄本
  - (4) その他参考資料